

令和4年度 第1回地域スポーツクラブ連絡協議会

東京都情報提供

【東京都における今後の
地域スポーツクラブ支援について】

東京都 生活文化スポーツ局
スポーツ総合推進部

地域スポーツクラブ支援体制の変更について

- このたび都は、国の「第2期スポーツ基本計画」（平成29年）、「第3期スポーツ基本計画」（令和4年）の考えに沿い、地域スポーツクラブ支援体制の役割分担を見直すことといたしました。
- 具体的には、令和5年度から、広域スポーツセンター事業は終了し、東京都体育協会がクラブ支援の事業を開始する予定です。

第2期スポーツ基本計画で示された方向性〈要旨〉

- ・ 国は、「第2期スポーツ基本計画」において、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の、量的拡大から質的な充実に、より重点を移して施策を推進することとした。
- ・ また、総合型クラブへの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関等が担っているが、役割分担等について十分に整理されてこなかったため、全体としてみると必ずしも効率的・効果的でないため、支援体制の再構築を図り、都道府県レベルで中間支援組織(※)を整備することとした。

※ 「中間支援組織」： 都道府県体育・スポーツ協会が主体となり、総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて支援を行う組織

支援体制に関するこれまでの経緯と今後の予定

令和3年度まで

- 平成14年度から、都において、広域スポーツセンター事業を開始
(国の「スポーツ振興基本計画」(平成12年)において、「各都道府県に一つは、「広域スポーツセンター」を設置する」)
- 平成19年度、東京都スポーツ文化事業団内に、「広域スポーツセンター」を設置

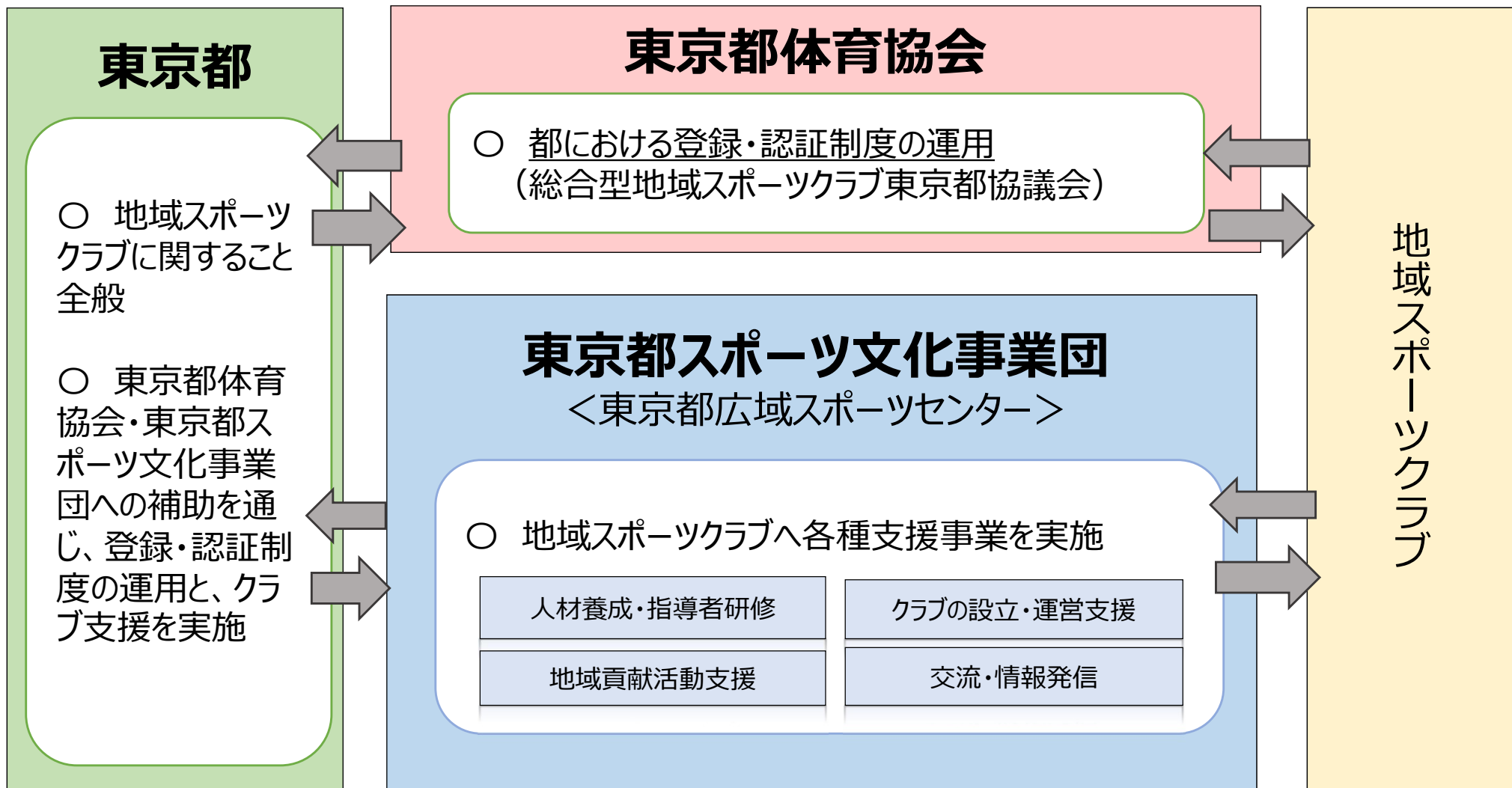
令和4年度

- 国の第2期スポーツ基本計画(平成29年)で示された、「登録・認証制度」を、東京都体育協会において運用開始

令和5年度から

- 広域スポーツセンター事業については令和4年度末をもって終了とし、地域スポーツクラブ支援は、東京都体育協会(=「中間支援組織」)に一元化して実施

都におけるクラブ支援体制（令和4年度）



都におけるクラブ支援体制（令和5年4月から）

東京都

- 地域スポーツクラブに関すること全般
- 東京都体育協会への補助を通じ、登録・認証制度の運用と、クラブ支援を実施

東京都体育協会 (=中間支援組織)

- 都における登録・認証制度の運用
(総合型地域スポーツクラブ東京都協議会)
- **【新規】**「中間支援組織」として、地域スポーツクラブへ各種支援事業を実施

地域スポーツクラブ

※ 東京都スポーツ文化事業団内で実施していた、東京都広域スポーツセンター事業は終了

事業
終了

令和5年度からの 東京都体育協会でのクラブ支援について

- これまで広域スポーツセンターで培ってきた、地域スポーツクラブに関する知識、経験等が、東京都体育協会へ適切に引き継がれるよう、都としても留意してまいります。
- 広域スポーツセンターで実施していたクラブ支援事業（※）については、東京都体育協会でも引き続き実施していく予定ですが、これまでの成果やニーズを踏まえ、必要な事業はさらに充実させるなど、都として検討を行ってまいります。

※ クラブ支援事業：各種研修事業や、補助事業（都民参加事業・シニアスポーツ振興事業）など

今後の検討スケジュールなど

- 本日の説明について、御意見などがある場合は、本日のアンケートへの記入、または都までお寄せいただければ幸いです。
今後、都で開催する検討会議において、参考とさせていただきます。
- 令和5年度からの、クラブ支援の事業内容は、令和5年度の東京都予算の調整後となる、令和5年1月以降に、改めてお知らせさせていただきます。

おわりに

皆様におかれましては、引き続きの御理解、御協力をいただけますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

東京都 生活文化スポーツ局

スポーツ総合推進部 スポーツ課

地域スポーツ担当 中川

都庁代表 03-5321-1111 内線38-251